

告 示

埼玉県告示第千二百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）草加谷塚上町計画

埼玉県草加市谷塚上町字立野二百七十一番一の一部外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 開設される店舗につきましては、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合等への加入及び、実施する市内商業の活性化に関する事業への協力をご検討ください。また、地元町会等の地域活動への協力要請があった際には併せてご協力ください。

(2) 予定建築物の用途は事業用施設ですので、当該計画施設から排出される廃棄物（ごみ）は事業系一般廃棄物または産業廃棄物に該当します。廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例等関係法令を遵守し、事業者の責任において廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物の減量及び発生抑制に努めてください。

(3)

(一) 早朝・夜間については特に、荷さばき時の騒音防止に努めてください。

(二) 当該建築物の建築に起因するテレビ等の受信障害は、開発者の責任において障害解消対策を実施するものとし、電波障害の苦情が出た場合、速やかに対応してください。

(三) 食品売り場における惣菜調理場・飲食店等においては、ダクト排出口の臭気に注意してください。

(四) 店舗の営業に当たっては、埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく、騒音・悪臭等に係る規制基準を遵守してください。

(五) 低炭素社会の推進に寄与するため、太陽光発電システム、太陽熱・高効率給湯器、LED照明、HEMS（BEMS）、蓄電池などの創エネ・省エネ・蓄エネ機器を導入したエコ建築物となるよう努め、環境への負荷低

減を図るよう配慮してください。

(4)

- (一) 草加市では、市内全域を景観法に基づく「景観計画区域」に指定しています。景観法では、行為の着手制限（三十日）が定められている他、工事を着手する場合は届出が必要となっております。なお、今回の申請対象は、草加市景観計画及び景観条例上の大規模届出対象行為に該当するため、色彩基準及び形態・意匠等の景観形成基準の適用がありますので、届出をしていない場合は、事前に都市計画課と協議してから届出を出してください。
- (二) 屋外広告物を設置する予定がある場合には、都市計画課と事前に協議してください。（建物利用広告物についても協議してください）
- (三) 当該敷地の用途地域は、第一種住居地域と準工業地域です。用途境界線引きの申請がまだされていない場合は都市計画課で用途境界線引きを受けてください。

(四) 計画地に都市計画道路（3・3・4 浦和東京線）がありますので、道路課で都市計画道路の位置を確認してください。

- (5) 車両が「搬入車専用出入口」や「出入口③」を利用して、市道二〇五八号線を通り、県道吉場安行東京線に出ようとする際に、接触事故が起きやすくなることが予想されるため、車両の出入りは入口①と出口②に限るよう配慮をお願いします。

二 縦覧期間

平成三十年十一月十三日から平成三十年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター